

事 務 連 絡
平成24年6月15日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会 御中
各都道府県知事部局（私学担当）

文部科学省初等中等教育局教職員課

教員免許更新制における免許状更新講習の受講及び円滑な手続き等について（事務連絡）

教員免許更新制については、今後、平成25年3月末日に修了確認期限を迎える者（「第3グループ」）が講習受講期間の2年目として、平成26年3月末日に修了確認期限を迎える者（「第4グループ」）が1年目として、平成24年度に免許状更新講習を受講することとなります。

関係各位におかれましては、関係者への周知等引き続き適切な取組をお願いします。

1. 免許状更新講習の受講について

平成24年度の免許状更新講習の開設数については、5月17日付の第5回認定までに、昨年度の認定数を上回る講習が認定されており、全国的に見れば、概ね必要な規模の講習が開設されることとなっています。

しかしながら、現時点において昨年度の認定数に満たない地域もあり、平成24年度の免許状更新講習を、希望する地域で受講することが困難な状況が起こる可能性があります。このため、対象となる教員に対しては、なるべく早めからの講習の開設情報の入手や受講の申込み等、余裕をもった手続きを促すなど、適切な情報提供等をお願いします。

特に、第3グループの現職教員については、幼稚園や特別支援学校に勤務する教員も含め、来年1月31日までに、免許状更新講習を受講・修了した上で免許管理者宛てに修了確認申請を行うか、免許管理者宛てに所定の延期申請又は免除認定の申請を行うことが必要です。

所管の学校及び域内の市町村教育委員会等に対し、対象となる教員の状況を把握し、更新講習の受講を促すとともに、修了確認申請や免除の認定申請等、免許管理者への必要な手続きを確実に行うよう周知をお願いします。更に、第3グループ以降の受講状況等によっては、地元の大学等に免許状更新講習のさらなる開設を働きかけるなど、受講機会の確保について適切な対応をお願いします。

2. 東日本大震災に伴う修了確認期間の特例について

東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害）に被災したこと等により免許状更新講習の受講が困難な場合については、地震等により交通が困難な場合又は免許管理者がやむを得ない事由として認める事由があれば、必要に応じ、申請に基づき修了確認期限を延期することが可能です。

その場合には、延期前の受講期間中に既に更新講習の一部を受講し、履修認定を受けている場合は、当該認定を受けた日から延期後の修了確認期限までの期間を、更新講習修了確認期間とする特例が措置されておりますので、所管の学校及び域内の市町村教育委員会等に対し情報提供を行うとともに、適切な事務処理を行っていただくよう、お願いします。

（参考）「東日本大震災に伴う旧免許状所持現職教員の更新講習修了確認期間の特例に関する省令の施行について」（平成23年7月26日付け通知）